

令和 6 年度 定期 監査 報告書

(令和 6 年度 事務の監査 第 1 回)

財 務 部

財 政 課

管 財 課

施 設 課

環 境 部

環 境 政 策 課

ごみ 総 合 対 策 課

下 水 道 課

緑 の ま ち 推 進 課

会 計 課

武蔵野市監査委員



6 武 監 第 251 号
令和 7 年 3 月 25 日

武 蔵 野 市 長 小美濃 安 弘 殿
武 蔵 野 市 議 会 議 長 落 合 勝 利 殿

武蔵野市監査委員 小 島 麻 里
武蔵野市監査委員 深 沢 達 也

令和 6 年度定期監査の監査結果報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、下記について監査を実施したので、同条第9項の規定に基づき、その結果に関する報告を提出します。

指摘事項については、措置を講じたうえ、再発防止のための職員の研修や定期的な打合せでの事務統一等を行うようお願いします。

この監査の結果に基づき、又はこの監査の結果を参考として措置を講じたものについては、同条第14項の規定により、通知願います。

記

財 務 部	財 政 課
	管 財 課
	施 設 課
環 境 部	環 境 政 策 課
	ご み 総 合 対 策 課
	下 水 道 課
	緑 の ま ち 推 進 課
会 計 課	

目 次

第 1	監査の対象課	1
第 2	監査の種類	1
第 3	監査の対象	1
第 4	監査の期間	1
第 5	監査の着眼点	1
第 6	監査の概要	1
第 7	監査の結果	1
	財務部	
	財政課	3
	管財課	6
	施設課	10
	環境部	
	環境政策課	13
	ごみ総合対策課	17
	下水道課	21
	緑のまち推進課	24
	会計課	27
	別 表	29

第1 監査の対象課

財務部財政課・管財課・施設課、環境部環境政策課・ごみ総合対策課・下水道課・緑のまち推進課、会計課

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査

第3 監査の対象

令和6年4月1日から同年9月30日までににおける財務に関する事務及びその他所管事務の執行

第4 監査の期間

令和6年11月1日から令和7年3月12日まで

第5 監査の着眼点

武蔵野市監査基準に従い、対象課所管の財務に関する事務及びその他所管事務が法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として監査を実施した。

第6 監査の概要

- | | |
|-------------|--------------------------------------|
| 1 予算の執行 | (予算経理、歳入調定、契約事務等) |
| 2 資金前渡 | (前渡金受領、支払、精算の時期等) |
| 3 委託料の執行 | (委託内容、契約手続、委託料の支出等) |
| 4 補助金等の交付 | (交付目的、交付手続、交付時期等) |
| 5 郵券・金券類の管理 | (管理状況、切手受払票等) |
| 6 公印の管理 | (管理状況、公印押なつ簿等) |
| 7 備品の管理 | (管理状況等) |
| 8 各課個別項目 | |
| (1) 財政課 | 市債及び一時借入金、基金管理運用 |
| (2) 管財課 | 備品管理事務、物品購入等契約事務、委託等契約事務、工事請負契約事務 |
| (3) 施設課 | 主管に係る工事の施工 |
| (4) 環境政策課 | 環境啓発施設事業(管理運営、エコポイント) |
| (5) ごみ総合対策課 | 廃棄物処理手数料、クリーンセンターの管理運営(DBO、事故対応について) |
| (6) 下水道課 | 固定資産台帳の管理 |
| (7) 緑のまち推進課 | 公園等の維持管理(二俣尾・武蔵野市民の森含む) |
| (8) 会計課 | 歳計現金管理運用 |

第7 監査の結果

監査の結果は、第1から第5までに掲げる記載事項のとおり監査した限りにおいて、次

のとおりである。

なお、文中「指摘事項」とは、武蔵野市監査基準第16条第4項にいう「是正」を指し、不当又は不正な事務処理があった場合に、その事実を指摘して是正を求めるものであり、「監査意見」とは、武蔵野市監査基準第16条第4項にいう「改善」を指し、不当又は不正な事務処理には該当しないが改善の可能性がある認められる事実があった場合に、市の組織及び運営の合理化に資するための意見を表明するものである。

財務部 財政課

1 予算の執行

(1) 歳入

令和6年9月末日現在の歳入は、予算現額7,999,563,000円、調定額4,377,258,112円、収入済額4,382,155,165円で、予算現額に対する収入率は54.8%である。

(2) 歳出

令和6年9月末日現在の歳出は、予算現額1,493,327,000円、支出済額453,743,476円で、執行率は30.4%である。なお、予備費の充用は9件、33,232,000円である。

令和6年9月末日現在の歳入及び歳出予算の執行状況は、別表1（P29参照）のとおりである。

2 資金前渡

令和6年4月から9月までの資金前渡はなかった。

3 委託料の執行

令和6年4月から9月までの委託契約は3件である。このうち、管財課契約分が3件で、指名競争入札1件、それ以外は随意契約である。

4 補助金等の交付

令和6年4月から9月までの補助金の配当予算はなかった。

上記1～4について、関係書類等を審査した結果、下記の事項を除き、おおむね適正に処理されているものと認められた。

記

[指摘事項]

- ① 契約締結兼支出負担行為伺書において、予定価格が3万円以上の物品購入であるが、2者以上での見積合わせを行っていないものがあった。
- ② 契約締結依頼書兼支出負担行為伺書において、全庁単価契約で購入できる物品を個別の主管課契約で購入しているものがあった。
- ③ 見積書兼請書（物品等）において、契約金額、契約確定日等の記載が漏れているものがあった。

契約事務規則等に基づき、適正に処理されたい。

[監査意見]

1 ポイントサービスの取扱いについて

補助事業等における各種ポイントサービスの使用及び付与の取扱いについて、庁内調査を実施し、各課からの相談を受け始めたことは理解するが、早急に全庁的なルールを整備されたい。

5 郵券・金券類、公印及び備品の管理

郵券類、公印及び備品の管理について、関係書類等を審査した結果、適正に管理されているものと認められた。

なお、財政課では、金券類の保管はなかった。

6 市債及び一時借入金

(1) 市債

ア 起債の協議・届出

令和6年4月から9月までに行われた起債の協議は4件3,885,501,000円で、その内訳は一般会計の協議1件3,200,000,000円（学校教育施設等整備事業）、水道事業会計の協議1件327,200,000円、下水道事業会計の協議1件357,900,000円である。届出はなかった。

イ 市債の償還

令和6年4月から9月までに行われた市債の償還状況は、一般会計が元金427,045,636円、利子25,562,396円、下水道事業会計が元金176,475,737円、利子50,835,029円である。また、令和6年9月末日現在の市債借入残高は、一般会計9,551,948,365円で、下水道事業会計7,532,066,249円である。

(2) 一時借入金（繰替運用）

令和6年4月から9月までに一時借入金の借入れは行われていないが、財政調整基金条例第5条に基づき、基金の繰替運用が次のとおり行われた。

基金名	繰替運用額	利率	繰戻し方法	期間
財政調整基金	709,477,000円	0.02%	繰替運用期間満了後、金融機関への預金積立により基金へ繰り戻す。	4月1日から 6月14日まで 74日間

この繰替運用は、固定資産税・都市計画税の第1期納期限が5月末、市民税都民税の第1期納期限が6月末であることから、一般会計で資金不足になることが予想されたために行われたものである。

繰戻しに際しては、74日間の繰替運用したことによる利子相当額として、年利0.02%で計算した284,219円が、一般会計から支出されている。

なお、利率は繰替運用の起案日における普通預金の市中金利を参考として設定されている。

繰戻し後は、満期を8回に分け定期預金（利率0.025%）にて運用し、年度途中に満期を迎えるものは原則として満期後に預け入れ期間を更新することになっている。

市債及び一時借入金について、関係書類等を審査した結果、適正に処理されているものと認められた。

7 基金管理運用

地方自治法第241条第2項の規定により、基金については、確実かつ効率的に運用しなければならないとされている。本市においては、歳計現金及び基金管理運用委員会設置要綱に基づき、歳計現金及び基金管理運用委員会（以下「委員会」という。）にて、基金の管理・運用に関する事項が審議され、市長に報告されている。

平成14年4月1日から定期性預金についてペイオフ（預金などの払戻保証額を元本1,000万円とその利息までとする措置）が解禁されたことに伴い、市民共通の財産である公金の保護方策の一環として、公金を可能な限り安全確実に管理していくための客観的、合理的な基準であると同時に、市民への説明責任を果たすための規定整備として、平成14年7月に資金管理方針を策定した。同方針に基づき、毎年度、基金運用計画を策定している。

本市には、財政調整基金、公共施設整備基金等14の基金があり、各条例等に基づき管理運用されている。

これまで主に定期預金、債券（地方債）購入により各基金を個別に運用してきたが、金利の上昇等社会情勢の変化を受けて、今後の基金運用方針の見直しに向けた課題整理等を財政課にて行っており、令和6年度の委員会においても、満期を迎える基金の運用、運用収益最大化に向けた方針、運用方法の見直し等を議題としている。

新たに社債などを購入して利金収入の増加を図り、個々の基金と個々の金融商品の対応関係を外し、複数の基金を一体のものと捉え、基金全体をまとめて管理する一括運用をすることで、管理の効率化等を図ることを目指している。令和6年度より基金の一部において、社債の購入や試行的に一括運用を実施している（令和7年2月26日付改正後の資金管理方針では、一括運用する金融商品を「財投機関債」等と規定）。

基金管理運用について、関係書類等を審査した結果、適正に処理されているものと認められた。

[監査意見]

1 基金運用の体制整備及び公表について

基金の運用について、組織規則に明確な記載がないため、担当する所管を明らかにされたい。大切な市民の税金を運用することに鑑み、多様な意見が取り入れられるような体制整備を引き続き検討するとともに、運用の実態等について透明性、公正性を図るため、より効果的な公表の仕方について方策を講じられたい。

財務部 管財課

1 予算の執行

(1) 歳入

令和6年9月末日現在の歳入は、予算現額9,582,000円、調定額100,951,655円、収入済額100,355,100円で、予算現額に対する収入率は1,047.3%である。

(2) 歳出

令和6年9月末日現在の歳出は、予算現額1,097,386,000円、支出済額172,436,573円で、執行率は15.7%である。

令和6年9月末日現在の歳入及び歳出予算の執行状況は、別表2（P32参照）のとおりである。

2 資金前渡

令和6年4月から9月までの資金前渡は14件で、うち精算起票済14件、精算戻入済14件である。

3 委託料の執行

令和6年4月から9月までの委託契約は、76件である。このうち、主管課契約分が28件、管財課契約分が48件で、指名競争入札1件を除き随意契約である。

4 補助金等の交付

令和6年度の補助金の配当予算はなかった。

上記1～4について、関係書類等を審査した結果、下記の事項を除き、おおむね適正に処理されているものと認められた。

記

[指摘事項]

- ① 資金前渡している駐車場使用料及び燃料代について、立替払いとなっているものが見受けられた。また、前渡金整理簿の記載が誤っているものが見受けられた。
- ② 契約締結兼支出負担行為伺書において、下見積りを取った内容を分けて同一の事業者から見積書兼請書（物品等）の提出を求め、契約しているものがあった。
- ③ 契約締結兼支出負担行為伺書において、予定価格及び比較価格の記載が漏れているものがあった。
- ④ 見積書兼請書において、仕様書及び武蔵野市が発注する契約における暴力団等排除措置に関する特約書の添付が漏れているものを、そのまま収受しているものが見受け

られた。

- 5 見積書兼請書において、契約金額及び消費税額の記載が漏れているものがあった。
- 6 委託契約において、仕様書で受注者の報告書提出期限を定めているものについて、報告書に提出日の記載や収受印の押印がなく、提出日不明のため仕様書に沿って履行されているか確認ができないものが見受けられた。
- 7 委託契約において、再委託の確認書・再委託承諾申請書の徴取が漏れているものが見受けられた。

契約事務規則等に基づき、適正に処理されたい。

[監査意見]

1 職員の立替払いへの対策について

車両管理については、事務改善を行うことで、立替払いによる支出を抑制する余地がまだあると考える。

法令遵守を徹底し、現状の事務手続きを改善することで、不正を未然に防止し、それらなるべく減らしていくことがもっとも重要であり、慣例化・常態化することは認められるものではない。

早急に検討を行い、適正な支出となるよう効果的な対策を講じられたい。

5 郵券・金券類、公印及び備品の管理

郵券類、公印及び備品の管理について、関係書類等を審査した結果、適正に処理されているものと認められた。

なお、管財課では、金券類の保管はなかった。

6 備品管理事務

(1) 備品の管理

備品とは、その性質形状を変えないことなく、長期間継続して使用し、及び保存することができる物品で、購入予定価格3万円以上（消費税込）のものを指す。また、備品のうち、取得価格が50万円以上の備品及び自動車を重要備品としている。

(2) 備品の異動

令和6年4月から9月までに登録された備品は185件、24,157,905円（うち重要備品2件、10,712,500円）である。

不用品の売却（下取りを含む）は、令和6年4月から9月までにおいて、実績がなかった。

令和6年4月から9月までに不用品組替・廃棄した備品は56件、4,688,713円（うち重要備品1件、837,320円）である。

備品の廃棄は産業廃棄物処理委託契約を締結し、適正に行っている。

備品管理事務について、関係書類等を審査した結果、下記の事項を除き、おおむね適正に処理されているものと認められた。

記

[指摘事項]

- 1 備品処分申請書兼決定書において、異動理由を誤って登録しているものがあった。
- 2 備品において、廃棄の登録が漏れているものが見受けられた。

物品管理規則等に基づき、適正に処理されたい。

[監査意見]

1 部署間における物品等の授受について

内部統合情報システム職員ポータルサイトの掲示板にて授受されている不用品について、会計をまたぐ物品（備品及び物品）の異動の可否や、やり取りされている物品の情報や活用方法が明らかでないと思われるケースが見受けられる。関係課とも連携を図りながら、庁内における物品授受に係るルール作りについて検討されたい。

7 物品購入等契約事務

管財課が行う物品購入等契約の対象は、主管課契約の対象以外のもので、1件当たりの予定価格が20万円を超える消耗品の購入及び修繕（一部例外あり）、5万円を超える印刷製本並びにすべての備品の購入、有価物の売却等である。

令和6年4月から9月までの管財課における物品購入等契約は381件、契約金額（単価契約は設計金額）は1,024,786,389円である。その内訳は、指名競争入札26件、随意契約355件である。

令和6年7月1日に特命随意契約公表要領が制定され、委託、貸借、財産の買入れ、修繕及び印刷製本の請負において設計金額（単価契約の場合は、単価に予定数量を乗じて得た額の総額）が500万円以上の契約締結結果について市ホームページ及び管財課カウンターにて公表することとなった。ただし、次のいずれかに該当する場合は公表の対象とならない。

- ① 不動産の買入れ、借入れその他公表することにより個人が特定されるとき。
- ② その他市長が特に公表に適さないと認めたとき。

物品購入等契約事務について、関係書類等を審査した結果、下記の事項を除き、おおむね適正に処理されているものと認められた。

記

[指摘事項]

- 1 見積書兼請書について、個人情報等の取扱いに関する特記仕様書の添付が漏れているものをそのまま収受しているものがあった。

契約事務規則等に基づき、適正に処理されたい。

8 委託等契約事務

管財課が行う委託等契約の対象は、主管課契約の対象以外のもので、1件当たりの予定価格が50万円を超える委託契約及び40万円を超える賃貸借契約である。

令和6年4月から9月末日までの管財課における委託等契約は1,150件（うち、1件は不調随意契約）、契約金額（単価契約は設計金額）は15,804,262,558円である。その内訳は、指名競争入札121件、随意契約1,029件である。また、長期継続契約は29件、指定管理者との年度協定は29件である。

委託等契約事務について、関係書類等を審査した結果、適正に処理されているものと認められた。

9 工事請負契約事務

管財課が行う工事請負契約は、主管課契約及び施設課契約の対象以外のもので、1件あたりの予定価格が130万円を超えるものである。

令和6年4月から9月末日までの管財課における工事請負契約は81件（うち、5件は不調随意契約、14件は不調となったもの）、契約金額（単価契約は契約確定後の見込み総額）は1,878,690,517円である。

工事請負契約事務について、関係書類等を審査した結果、適正に処理されているものと認められた。

[監査意見]

- 1 主管課への契約事務に関する指導について

管財課契約において、物品等契約 財務会計入力・帳票記入マニュアル等に記載している内容に沿っていない帳票をそのまま受付及び処理をしているものが見受けられるほか、委託契約においては、再委託確認書・再委託承諾申請書の徴取漏れ及び記載漏れ等も多数見受けられる。さらに、委託契約の際の仕様書の精度など、各課の未習熟な契約事務が散見される。契約事務の主管として、各課への更に効果的な指導を検討されたい。

財務部 施設課

1 予算の執行

(1) 歳入

令和6年4月から9月までの歳入はなかった。

(2) 歳出

令和6年9月末日現在の歳出は、予算現額58,949,000円、支出済額17,953,053円で、執行率は30.5%である。

令和6年9月末日現在の歳入及び歳出予算の執行状況は、別表3（P34参照）のとおりである。

2 資金前渡

令和6年4月から9月までの資金前渡はなかった。

3 委託料の執行

令和6年4月から9月までの委託契約は、7件である。このうち、主管課契約分が3件、管財課契約分が4件で、指名競争入札1件を除き随意契約である。

4 補助金等の交付

令和6年度の補助金の配当予算はなかった。

上記1～4について、関係書類等を審査した結果、下記の事項を除き、おおむね適正に処理されているものと認められた。

記

[指摘事項]

- 1 契約締結報告書兼経過調書において、訂正印の押印が漏れているものが見受けられた。
- 2 委託契約の請求書兼検査書において、委託完了日及び検査日が委託報告書の報告日以前の日付になっているものが見受けられた。

契約事務規則等に基づき、適正に処理されたい。

5 郵券・金券類、公印及び備品の管理

公印及び備品の管理について、関係書類等を審査した結果、下記の事項を除き、おおむね適正に管理されているものと認められた。

なお、施設課では、郵券・金券類の保管はなかった。

記

[指摘事項]

- 1 給水装置工事施工承認申込書等に関する委任状について、記載事項を空欄のまま事業者に渡しているものが見受けられた。
- 2 公印管理者の許可を得た起案文書について、誤ったファイル基準を設定して保存していた。

文書管理規則等に基づき、適正に処理されたい。

6 主管に係る工事の施工

(1) 契約

工事請負契約のうち、1件の予定価格が130万円以下のものについては、施設課（都市整備部、環境部の一部を除く）が行うこととされている。また、1件の予定価格が30万円以下のものについては、工事の施行を決定する課長が行うこととされ、そのうち、主な保全整備の対象となるもの、施設課との協議において施設課が処理すべきとなったものについては、施設課が契約事務を行うこととされている。

施設課における契約の手続については、平成21年10月施行の少額工事事務取扱要綱及び工事請負契約マニュアルをもとに運用されている。

令和6年4月から9月までの工事請負契約の実績は、181件134,274,967円である。

(2) 監督及び検査

監督は、原則として契約事務を担当する者が行っており、検査は、検査員（施設課主査）と立会員（検査員、監督員以外の施設課職員）による検査を行っている。

主管に係る工事の施工について、関係書類等を審査した結果、下記の事項を除き、おおむね適正に処理されているものと認められた。

記

[指摘事項]

- 1 工事等依頼書において、訂正印の押印が漏れているものが見受けられた。
- 2 見積書兼請書において、工期の記載を業者の訂正印の押印がなく訂正しているものが見受けられた。
- 3 契約締結報告書兼経過調書において、記載が誤っているものが見受けられた。
- 4 契約締結報告書兼経過調書等において、修正テープで訂正しているものが見受けられた。

- 5 工事について、契約確定日より前に着手をしているものが見受けられた。
- 6 受注者から提出された工事写真台帳において、修正テープで訂正しているものをそのまま収受していた。

契約事務規則等に基づき、適正に処理されたい。

[監査意見]

1 工事請負契約約款に関する工事主管課への指導について

管財課が契約している工事請負契約において、工事請負契約約款で定める工程表の期限内の提出が確認できないものや、市で監督員を定めた際の通知について根拠条文の記載が誤っているものが見受けられる。管財課作成の契約約款に規定する内容の履行について、工事担当課に対し適切な指導を実施されたい。

環境部 環境政策課

1 予算の執行

(1) 歳入

令和6年9月末日現在の歳入は、予算現額42,917,000円、調定額は2,973,663円、収入済額は3,473,643円で、予算現額に対する収入率は8.1%である。

(2) 歳出

令和6年9月末日現在の歳出は、予算現額146,391,000円、支出済額39,037,962円で、執行率は26.7%である。

令和6年9月末日現在の歳入及び歳出予算の執行状況は、別表4（P35参照）のとおりである。

2 資金前渡

令和6年4月から9月までの資金前渡は2件で、うち精算起票済2件、精算戻入済2件である。

3 委託料の執行

令和6年4月から9月までの委託契約は41件である。このうち、主管課契約分が25件、管財課契約分が16件で、指名競争入札2件を除き随意契約である。

4 補助金等の交付

令和6年4月から9月までの補助金等の交付は、209件である。

上記1～4について、関係書類等を審査した結果、下記の事項を除き、おおむね適正に処理されているものと認められた。

記

[指摘事項]

- ① 契約締結伺書及び契約締結兼支出負担行為伺書において、予定価格及び比較価格の記載が漏れているものが見受けられた。
- ② 見積書兼請書において、契約番号、契約金額、消費税額、「決定」及び契約確定日の記載が漏れているものが見受けられた。
- ③ 契約締結報告書兼経過調書において、契約確定日及び見積月日より前の日付で起票しているものがあった。
- ④ 準備契約の契約締結報告書兼経過調書において、見積月日が4月1日より前の日付になっているものが見受けられた。

- 5 再委託確認書・再委託承諾申請書において、再委託承諾書の記載及び收受印の押印が漏れているものがあった。
- 6 効率的なエネルギー活用推進助成金の申請書の市使用欄において、摩擦消去タイプのペンで記載しているものが多数見受けられた。

契約事務規則等に基づき、適正に処理されたい。

5 郵券・金券類、公印及び備品の管理

郵券・金券類、公印及び備品の管理について、関係書類等を審査した結果、下記の事項を除き、おおむね適正に管理されているものと認められた。

記

[指摘事項]

- 1 レターパックを購入しているが、受払票による管理をしていなかった。
- 2 切手受払票において、記載が漏れているものがあった。
- 3 公印押なつ簿において、訂正印の押印が漏れているものが見受けられた。

文書管理規則等に基づき、適正に処理されたい。

6 環境啓発施設事業（管理運営、エコポイント）

（1）管理運営

ア 概要

環境啓発施設「むさしのエコreゾート」は、クリーンセンターの建て替えに伴い、旧施設の一部を改修して再利用した施設であり、令和2年11月に開館した。クリーンセンターの市民参加の歴史を継承し、市民や市民団体、企業、関係機関、行政などが一緒に考え、学びあいながら、環境に配慮した行動をまち全体へと広げていくことを目指している。地球温暖化を踏まえ、ごみをはじめ資源、エネルギー、緑、水循環、生物多様性など、環境について考え、学び、体験することができる施設である。展示スペースや廃材を使ったものづくりなどが体験できるコーナーのほか、ミニキッチン、環境に関する資料・図書の閲覧などの機能があり、自由に来館することができる。

令和2年度から令和6年9月末日までの総来館者数及び団体見学数は次のとおりである。

年 度	総来館者数（人）	団体見学数（団体）
令和２年度	21,294	28
令和３年度	42,177	50
令和４年度	52,400	47
令和５年度	92,416	58
令和６年度（～９月末日）	39,814	23

イ 施設の管理運営

市民参加により運営する環境啓発事業について意見を聴取するため、市民団体・学識経験者等で構成する環境啓発施設運営会議を設置及び開催している。

施設管理としては、清掃管理業務、自家用電気工作物保安全管理業務、エレベーターの保守点検、警備業務、消防用設備等点検等を行っており、主に専門知識を有する業者へ委託している。作業完了後に、それぞれの仕様書に基づき、報告書が提出されている。令和６年９月末日現在で、環境啓発施設の管理運営に関する委託契約を締結したものは10件、4,104,265円である。

ウ 環境啓発施設事業

市民団体、事業者、関係機関など、様々な主体が連携して、ワークショップやイベントなどを開催している。

- ・ むさしの環境フェスタ

市民一人ひとりの環境配慮行動の促進、環境に関する市民団体及び事業者の活動と交流の促進を目的として実施している。令和６年度は27団体が出展した。

- ・ 環境の学校

おおむね中学生以上の市民を対象に、多様な環境問題（ごみ・資源循環、エネルギー、緑、水循環、生物多様性など）への理解を深めることを目的として実施している。

- ・ 環境の学校Youthプロジェクト

高校生及び大学生世代を対象に、身近な環境問題の解決に向けた企画を作成及び実践するプログラムを実施している。

- ・ エコチャレンジ

環境の学校、環境の学校Youthプロジェクト、緑のカーテンの成果発表会及び表彰を行う。あわせて、講演会及び交流会等を実施している。

上記の事業について、令和５年度まではそれぞれ別に委託契約を結んでいたが、令和６年度から１つの契約にまとめることにより、事業間の連携の強化や契約事務の効率化が図られた。

このほか、環境展、ワークショップ及び緑のカーテン事業等を実施している。また、公式ホームページ、フェイスブック及びインスタグラムを運用し、環境啓発情報の発信を行っている。

エ 環境啓発事業費補助金

団体の環境活動の活性化を図り、市民の自発的な環境に配慮した行動を促進す

るため、市内に事務所や活動の拠点がある、または、代表者の住所が市内にある団体が行う環境啓発事業に対し補助を行っている。

令和6年9月末日までに市が交付を決定したのは1団体で、交付額合計は42,113円である。

(2) むさしのエコポイント

ア 概要

むさしのエコポイント事業とは、2050年ゼロカーボンシティの実現を目指して令和5年12月に作成した、むさしの市民エコアクションの実践と定着化に向けて、市民の環境配慮行動（エコアクション）に対してエコポイントを付与し、景品と交換できるポイントプログラム事業である。本事業を実施することにより、市民がエコアクションに取り組むきっかけづくりを行う。実施期間は令和6年7月1日から令和7年2月20日までで、参加対象者は本市在住の市民で、世帯単位で登録する。

イ 実施の流れ

むさしのエコポイント事業は、登録、エコアクションの実施、エコアクションの報告（ポイント申請）、ポイントの付与及び確認、景品交換の申請、景品の受取りの順で行っている。

申請手続きやポイントの確認は、原則としてインターネットを用いて行うことになっている。電子申請を行うことが困難な方に対しては、申請の補助や代行を市で行うとともに、紙の申請書を用意している。また、8月にはスマートフォンの操作に不慣れな方を対象とした、エコポイント申請手続き説明会を実施した。

ポイント付与対象のアクションは、むさしの市民エコアクション等の中から取組の難易度や効果等を踏まえ、9つのアクションとポイント数を設定している。

実施したエコアクションの報告の受付後は、市の職員が審査を行い、不備等がなければ、申請日の翌週の金曜日に獲得ポイントが更新される。ポイントについては、ホームページ上で、登録時に通知される登録番号から、獲得したポイント、交換したポイント及び残ポイントが確認できる。景品交換の申請は令和7年2月28日までで、実施期間内であれば随時可能となっている。

景品の受取りは、郵送または直接受取りを選択できる。配送時のCO₂削減に向けた、直接受取キャンペーンとして、むさしのエコreゾートでの直接受取りを選択した場合、ノベルティをプレゼントしている。受取りの際は、市からのメール画面を提示してもらうことで、本人確認を行っている。

ウ 実施状況

令和6年9月末日時点で、登録者数1,213世帯、実施報告件数994件、景品交換申請件数は135件である。

環境啓発施設事業について、関係書類等を審査した結果、適正に実施されているものと認められた。

環境部 ごみ総合対策課

1 予算の執行

(1) 歳入

令和6年9月末日現在の歳入は、予算現額739,557,000円、調定額は361,535,545円、収入済額は314,503,047円で、予算現額に対する収入率は42.5%である。

(2) 歳出

令和6年9月末日現在の歳出は、予算現額3,206,949,000円、支出済額1,174,552,116円で、執行率は36.6%である。

令和6年9月末日現在の歳入及び歳出予算の執行状況は、別表5（P37参照）のとおりである。

2 資金前渡

令和6年4月から9月までの資金前渡はなかった。

3 委託料の執行

令和6年4月から9月までの委託契約は97件である。このうち、主管課契約分が24件、管財課契約分が73件で、指名競争入札7件を除き随意契約である。

4 補助金等の交付

令和6年4月から9月までの補助金等の交付は、2件である。

上記1～4について、関係書類等を審査した結果、下記の事項を除き、おおむね適正に処理されているものと認められた。

記

[指摘事項]

- ① 契約締結伺書及び契約締結兼支出負担行為伺書において、予定価格及び比較価格の記載が漏れているものが見受けられた。
- ② 契約締結報告書兼経過調書において、私印で決裁しているものが見受けられた。
- ③ 準備契約の契約締結報告書兼経過調書において、見積月日が4月1日より前の日付になっているものが見受けられた。
- ④ 見積書兼請書において、契約番号、契約金額、消費税額、「決定」及び契約確定日の記載が漏れているものが見受けられた。
- ⑤ 再委託確認書・再委託承諾申請書において、記載が漏れているものが見受けられた。

契約事務規則等に基づき、適正に処理されたい。

5 郵券・金券類、公印及び備品の管理

郵券・金券類、公印及び備品の管理について、関係書類等を審査した結果、適正に管理されているものと認められた。

6 廃棄物処理手数料

市内の廃棄物の処理にあたり、廃棄物の抑制・再利用と適正処理及びまちの美化に関する条例及び同条例施行規則に基づきその処理手数料を徴収している。徴収するのは、家庭ごみ処理手数料、粗大ごみ処理手数料、事業系ごみ処理手数料及びし尿処理手数料の4種類である。このうち、家庭ごみ、粗大ごみ、事業系ごみの処理手数料は、市が指定する有料ごみ処理袋、粗大ごみ処理（シール）券の販売により徴収している。

有料ごみ処理袋、粗大ごみ処理（シール）券については、製袋業者と一般廃棄物指定収集袋等製造管理配送等業務委託契約を締結し、製造、管理、取扱店からの受注、取扱店への配送及び市への報告を委託している。また、取扱店とは、廃棄物処理手数料徴収事務委託契約を締結し、製袋業者への発注、有料ごみ処理袋等の管理、市民及び事業所への販売並びに市への廃棄物処理手数料の納付を委託している。また、地方自治法の一部改正に伴い、令和6年4月1日以降、取扱店を指定公金事務取扱者に指定している（新しく委託契約する取扱店は順次、令和5年度末において現に収納事務を行っている取扱店については、令和7年度末に一斉に指定を行う予定）。

粗大ごみと事業系ごみに関しては、クリーンセンターへの持込みを受け付けている。市民が持ち込む粗大ごみについては、クリーンセンター運営事業者が手数料徴収事務を委託しており、市が翌月に一か月分の納付書を発行し、運営事業者が納入している。事業系ごみは、排出事業者が直接契約をした一般廃棄物処理業の許可を得ている収集運搬業者によりクリーンセンターに持ち込まれ、手数料については市が翌月に一か月分の納付書を発行し、収集運搬業者が納入している。

し尿については、収集内容ごとに2系統に分けており、一般家庭分は、指定された便槽について、し尿収集・運搬業務委託業者が収集している。工事現場等に一時的に設置する仮設トイレについては、工事業者からの依頼に基づき、し尿収集・運搬業務委託業者が収集している。手数料は、し尿収集・運搬委託業者から提出される報告書に基づいて、納入通知書を送付している。

なお、天災・火災により被害を受けている場合、生活保護を受給している場合など、廃棄物の抑制・再利用と適正処理及びまちの美化に関する条例及び同条例施行規則によって定められた要件に該当する場合には手数料が減免となる。

令和6年4月から9月までの一般廃棄物処理手数料減免申請は82件、承認は78件である。内訳については、震災その他の天災により現に被害を受けている者からの申請が2件（手続き中1件を含む）、生活保護法の規定により保護を受けている者からの申請が45件、障害者手帳の交付を受けている者からの申請が35件（却下3件を含む）で

ある。

廃棄物処理手数料について、関係書類等を審査した結果、下記の事項を除き、おおむね適正に処理されているものと認められた。

記

[指摘事項]

- 1 一般廃棄物処理手数料（減額・免除）申請書及び決定通知書において、廃棄物の抑制・再利用と適正処理及びまちの美化に関する条例施行規則で定める様式と異なるものを使用していた。また、文書番号の記載が漏れているものがあった。
- 2 一般廃棄物処理手数料減免要件確認表において、訂正印の押印が漏れているものが見受けられた。

廃棄物の抑制・再利用と適正処理及びまちの美化に関する条例施行規則等に基づき、適正に処理されたい。

7 クリーンセンターの管理運営（DBO、事故対応について）

（1）管理運営

クリーンセンターの整備運営は、DBO（デザインビルドオペレート）方式に則っている。DBO方式では、施設整備及び維持管理運営業務等を一括発注し、維持管理運営業務については長期複数年契約としていることから、民間事業者の経営能力及び技術的能力を活用した効率的かつ効果的な事業実施が期待できるものとなっている。

DBO方式による整備運営にあたっては、長期複数年にわたる施設の運営を安定的に継続させるために運営事業者を設立することを条件とし、市並びに事業を実施する事業者及び運営事業者との間において、基本協定・基本契約・施設整備工事請負契約・運営業務委託契約が結ばれている。

また、DBO方式においては民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下「PFI法」という。）の適用は受けないものの、クリーンセンターの整備運営にあたっては、PFI法、民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針、PFI法事業実施プロセスに関するガイドラインに定める手続に準じて実施することとされている。

クリーンセンターの運営業務委託については、新武蔵野クリーンセンター（仮称）整備運営事業に関する基本協定（平成25年4月23日締結）第11条に基づき設立された株式会社むさしのEサービスを運営事業者とし、令和19年3月31日までの20年間の長期複数年契約となっている。

ごみ総合対策課では、運営業務について運営事業者から、月間業務報告（毎月）、計測管理報告（3か月に1回）、作業環境管理報告（3か月に1回）を受けている。

このほか、焼却施設消防設備等の自主点検、不燃・粗大ごみ処理設備火災検知器作動・危険物除去、消防訓練実施等の報告書がある。

また、運營業務委託契約書第54条に則り、市は、運営事業者による運營業務委託契約の履行状況を確認するため、要求水準書に定めるところに従い、四半期毎にモニタリングを行うこととなっている。

施設運営費については、運營業務委託契約書第74条に基づき、社会経済状況の変化に応じて改定できることとなっている。具体的には、日本銀行が毎月発表する国内企業物価指数の12か月平均が、前回見直し時から±3%を超えた場合に施設運営費の見直しを行う。令和6年度の施設運営費は次のとおり改定された。

	変更前	変更後	増加額
令和6年度金額（円・税込）	639,647,800	690,243,400	50,595,600

（２）事故対応

クリーンセンターでは、平成29年4月の本稼働開始以降、消防署による消火が必要となる発煙・発火事故が7件発生している。この7件の他にも、スプリンクラーによる自動消火や現場作業員による消火（自己消火）が日々行われている。令和6年4月から9月までの発煙・発火件数は49件である。これらの原因については、燃やさないごみの中にリチウムイオン電池等の危険・有害物が混入し、処理機による破碎工程で発煙・発火したことによるもの等が考えられている。これらの事故を受け、集塵ダクトの点検口追加及び構造変更、火災検知器の増設、スプリンクラーによる常時散水、専用温度センサーの設置等の対策を講じている。

また、事故発生防止にあたっては市民の協力が不可欠であるため、ごみ総合対策課では、危険・有害物の分別・除去の徹底及び事故について、武蔵野クリーンセンター運営協議会の協力のもと、市ホームページやSNS等を用いて市民に周知を行っている。また、クリーンセンター見学者コースでの常設展示による啓発やごみニュースでの周知も行っている。

令和6年度は、新しい試みとして、充電式の電子機器は不燃ごみではなく、危険・有害ごみであることをより多くの市民に周知するため、危険・有害ごみ袋及び啓発チラシの全戸配布を実施している。

クリーンセンターの管理運営について、関係書類等を審査した結果、適正に実施されているものと認められた。

環境部 下水道課

1 予算の執行

(1) 一般会計

ア 歳入

令和6年9月末日現在の歳入は、予算現額9,843,000円、調定額は0円、収入済額は0円で、予算現額に対する収入率は0%である。

イ 歳出

令和6年9月末日現在の歳出は、予算現額1,111,666,000円、支出済額561,595,995円で、執行率は50.5%である。

令和6年9月末日現在の歳入及び歳出予算の執行状況は、別表6（P39参照）のとおりである。

(2) 公営企業会計

ア 歳入

令和6年9月末日現在の歳入は、収益的収入予算現額2,903,932,000円、調定額1,274,718,814円、収入済額993,763,844円で、予算現額に対する収入率は34.2%である。資本的収入は予算現額651,738,000円、調定額24,058,964円、収入済額24,058,964円で、予算現額に対する収入率は3.7%である。

イ 歳出

令和6年9月末日現在の歳出は、収益的支出予算現額2,831,516,000円、支出済額434,716,134円で、執行率は15.4%である。資本的支出は予算現額1,061,992,000円、支出済額264,723,287円で、予算に対する執行率は24.9%である。

令和6年9月末日現在の歳入及び歳出予算の執行状況は、別表7（P40参照）のとおりである。

2 資金前渡

令和6年4月から9月までの資金前渡は6件で、うち精算起票済5件、精算戻入済5件である。

3 委託料の執行

令和6年4月から9月までの委託契約は22件である。このうち、主管課契約分が6件、管財課契約分が15件、下水道使用料徴収事務委託に関する協定に基づく委託契約が1件で、指名競争入札1件を除き随意契約である。

4 補助金等の交付

令和6年4月から9月までの補助金等の交付は、44件である。

上記 1～4 について、関係書類等を審査した結果、下記の事項を除き、おおむね適正に処理されているものと認められた。

記

[指摘事項]

- 1 委託契約において、再委託確認書・再委託承諾申請書の徴取が漏れているものがあった。
- 2 指定理由書において、随意契約とした根拠法令の号数の記載が誤っているものが見受けられた。
- 3 備用品費において、支出負担行為伺書兼支払伝票で支出すべきでないものがあった。
- 4 公共ます新設等工事承認申請書及び公共ます新設等工事しゅん工届（兼引継書）において、公共ます設置事務要綱に定める様式と異なるものを市ホームページで公開し、そのまま収受していた。
- 5 公共ます新設等工事承認決定通知書において、公共ます設置事務要綱に定める様式と異なるものを使用していた。
- 6 公共ます新設等工事承認決定通知書において、訂正印の押印が漏れているものが見受けられた。
- 7 雨水浸透施設助成金交付内定通知書において、雨水浸透施設助成金交付要綱に定める様式と異なるものを使用していた。

契約事務規則等に基づき、適正に処理されたい。

5 郵券・金券類、公印及び備品の管理

郵券類、公印及び備品の管理について、関係書類等を審査した結果、下記の事項を除き、おおむね適正に管理されているものと認められた。

なお、下水道課では、金券類の保管はなかった。

記

[指摘事項]

- 1 公印押なつ簿において、訂正印の押印が漏れているものが見受けられた。

文書管理規則等に基づき、適正に処理されたい。

6 固定資産台帳の管理

下水道事業会計規則（以下「会計規則」という。）第 2 条第 1 項では、会計管理者が行う事務以外の下水道事業の業務に係る出納その他の会計事務をつかさどらせるため、

企業出納員及び現金取扱員を置き、それぞれ武蔵野市長が任命することと規定されている。また、同条第2項により企業出納員は、環境部下水道課長が担うこととされている（令和7年3月5日付改正後の会計規則では、企業出納員は、下水道事業を主管する課長と規定）。

固定資産については、会計規則第6章（第44条～第57条）に規定されており、固定資産台帳はシステムにより管理している。

会計規則第10条では、下水道事業の業務に係る取引を記録し、計算し、及び整理するため、次に掲げる会計帳簿（以下「帳簿」という。）を備えるものとしている。ただし、帳簿は、電子計算組織の記録をもって、これに代えることができる、と規定されており、固定資産台帳を含む帳簿は会計システム等の電子計算組織により記録及び管理ができることとしている。

下水道課では固定資産を管理するために、資産台帳管理システム、公営企業会計システム（固定資産台帳）並びに下水道台帳及び維持管理システムの3つのシステムを利用している。

固定資産台帳の管理について、関係書類等の審査を行った結果、適正に処理されているものと認められた。

[監査意見]

1 下水道新施設等を市へ引き継ぐ手続について

公共ます新設等承認工事（自費・公費）及び公共下水道施設承認工事について、工事しゅん工届（兼引継書）が未提出のものが多数見受けられたが、現状では同届出が下水道新施設等を市へ引き継ぐ必要条件となっている。過去に承認工事を行った施設のうち、同届出の徴取ができないものについて、法令上適切に市に帰属させることが可能な方策について検討されたい。

環境部 緑のまち推進課

1 予算の執行

(1) 歳入

令和6年9月末日現在の歳入は、予算現額134,650,000円、調定額は4,471,611円、収入済額は4,465,611円で、予算現額に対する収入率は3.3%である。

(2) 歳出

令和6年9月末日現在の歳出は、予算現額926,793,653円、支出済額139,431,970円で、執行率は15.0%である。

令和6年9月末日現在の歳入及び歳出予算の執行状況は、別表8（P42参照）のとおりである。

2 資金前渡

令和6年4月から9月までの資金前渡はなかった。

3 委託料の執行

令和6年4月から9月までの委託契約は67件である。このうち、主管課契約分が15件、管財課契約分が52件で、指名競争入札は7件、それ以外は随意契約である。

4 補助金等の交付

令和6年4月から9月までの補助金等の交付は、28件である。

上記1～4について、関係書類等を審査した結果、下記の事項を除き、おおむね適正に処理されているものと認められた。

記

[指摘事項]

- ① 契約締結兼支出負担行為伺書において、予定価格及び比較価格の記載が漏れているものが見受けられた。
- ② 緑ボランティア団体事業助成において、助成事業実績報告書に必要な書類の添付が漏れているものがあった。

契約事務規則等に基づき、適正に処理されたい。

5 郵券・金券類、公印及び備品の管理

郵券・金券類、公印及び備品の管理について、関係書類等を審査した結果、下記の

事項を除き、おおむね適正に管理されているものと認められた。

記

[指摘事項]

- 1 図書購入費で購入すべき図書を消耗品費で購入しているものがあった。

支出負担行為手続規則等に基づき、適正に処理されたい。

6 公園等の維持管理

市では、公園・緑地等において、利用者が安全で快適に過ごすことができるよう、各公園等の施設及び樹木等の維持管理を行っている。実施内容は、公園の清掃、草刈・芝刈、樹木の剪定・刈込及び施設点検等である。また、道路内の街路樹及び植樹帯維持管理等も行っており、主に委託契約により実施されている。

それぞれの目的に応じて業者と委託契約が締結され、作業完了後には仕様書に基づき、報告書及び現地写真等が提出されている。また、これまで使用していた仕様書を見直し、令和5年4月から公園等維持管理標準仕様書を作成し使用している。点検結果等を踏まえ、設備や遊具等に破損及び不備等の報告があった場合は、必要に応じて修繕工事等の対策を講じている。

公園の維持管理について、関係書類等を審査した結果、下記の事項を除き、おおむね適正に実施されているものと認められた。

記

[指摘事項]

- 1 公園等維持管理事業委託契約（東部地区道路内低木植栽等維持管理委託（単価契約）等）の通知等において、工事という文言を使用しているものが見受けられた。
- 2 公園等維持管理事業委託契約（東部地区道路内低木植栽等維持管理委託（単価契約）等）の各種届出において、工事という文言を使用しているものをそのまま収受しているものが見受けられた。

契約事務規則等に基づき、適正に処理されたい。

7 二俣尾・武蔵野市民の森

二俣尾・武蔵野市民の森は、森林のおかれた状況、多摩の山林を守ることの難しさについて、自然とふれあいながら、山主をはじめとした地元住民や森林関係者等の交流の中で市民が体験を通じ、森を守る意識を醸成することを目的として、山林所有者、

公益財団法人東京都農林水産振興財団及び市が相互協力し、平成13年より山林の一部を二俣尾・武蔵野市民の森として協定を締結し、保全活用を進めている。市民が自然と触れ合えるよう、青梅市二俣尾の森林を育てながら、市が財団と連携して森の市民講座等を開催して活用している。

さらに二俣尾では、森林啓発事業（緑のまち推進課）、家族で楽しむ！二俣尾自然体験事業、中学生・高校生リーダー養成講座事業（児童青少年課）、森林体験教室及び中高生向けキャンプ技術体験（公益財団法人武蔵野文化生涯学習事業団 野外活動センター）等の各種事業が実施されている。令和5年度の利用実績は、合計23回、のべ334名であった。

直近の国等の動きとしては、平成31年3月に森林の有する国土の保全や水源の涵養等の公益的機能を維持し、温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が成立し、森林環境税及び森林環境譲与税が創設された。令和元年度から森林環境譲与税の譲与が開始され、人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等に充てることとされ、本市においては緑のまち推進課で実施している森林整備委託にかかる費用（令和5年度決算額で2,420,000円）などが充当対象となっている。

また、上記の事業費（主に委託料）の他、二俣尾・武蔵野市民の森の維持管理のための経費として、光熱水費、火災保険料、土地借上料、維持管理工事請負費等を支出している。

二俣尾・武蔵野市民の森において実施された各課事業等の支出は、令和5年度決算額で、全事業費が約9,000,000円、一人当たりの支出額は27,000円程度となっている。

一方で、平成26年度の本市事務事業見直し等において見直し対象事業となり、重複している事業の整理等を行うよう指示があったため、各年度当初に関係各課が出席する調整会議を開催している。

二俣尾・武蔵野市民の森について、関係書類等を審査した結果、適正に実施されているものと認められた。

[監査意見]

1 市民の関心等を得るための取組みについて

二俣尾・武蔵野市民の森について、市民の関心を呼び、気軽に利用できるよう、既存事業の情報発信の在り方や内容の見直し、あるいは新たな事業の実施等を、関係各所と調整のうえ検討されたい。

会計課

1 予算の執行

(1) 歳入

令和6年9月末日現在の歳入は、予算現額181,000円、調定額0円、収入済額0円で、予算現額に対する収入率は0%である。

(2) 歳出

令和6年9月末日現在の歳出は、予算現額28,587,000円、支出済額7,819,999円で、執行率は27.4%である。

令和6年9月末日現在の歳入及び歳出予算の執行状況は、別表9（P43参照）のとおりである。

2 資金前渡

令和6年4月から9月までの資金前渡はなかった。

3 委託料の執行

令和6年4月から9月までの委託契約は、4件である。このうち、主管課契約分が3件、管財課契約分が1件で、すべて随意契約である。

4 補助金等の交付

令和6年4月から9月までの補助金の配当予算はなかった。

上記1～4について、関係書類等を審査した結果、下記の事項を除き、おおむね適正に処理されているものと認められた。

記

[指摘事項]

- 1 支出負担行為伺書において、課長の後閲を受けていないものがあった。
- 2 契約締結報告書兼経過調書において、課長決裁日が起票日より前になっているものがあった。

契約事務規則等に基づき、適正に処理されたい。

5 郵券・金券類、公印及び備品の管理

郵券類、公印及び備品の管理について、関係書類等を審査した結果、下記の事項を除き、おおむね適正に管理されているものと認められた。

なお、会計課では、金券類の保管はなかった。

記

[指摘事項]

- 1 レターパックを購入しているが、受払票による管理をしていなかった。

文書管理規則等に基づき、適正に処理されたい。

[監査意見]

- 1 公印押なつ簿について

会計管理者が押印する公印に係る押なつ簿について、公印規程等に即した押なつ簿の作成を検討されたい。

6 歳計現金管理運用

地方自治法第235条の4の規定により、本市の歳計現金について、最も確実かつ有利な方法により保管を行うため、歳計現金及び基金管理運用委員会（以下「委員会」という。）が設置されている。

歳計現金及び基金管理運用委員会設置要綱（以下「要綱」という。）第1条に基づいて委員会の運営が行われている。

委員会の委員は、会計課を担任する副市長、会計管理者、財務部長、財政課長、会計課長（会計管理者が兼務）であり、要綱第2条に規定されている。

委員会の事務局は、要綱の主管課である会計課が担当している。

開催する際の起案書は委員会の委員全員による審議・合議が行われている。

要綱第4条第2項に委員会の開催回数は少なくとも年3回とあり、令和6年9月末日時点では4月、6月及び8月に書面で開催されている。

令和6年度第2回の委員会において、令和6年度歳計現金資金管理計画が審議された。令和6年度は、市立小中学校施設改築事業による支出に備えることや、収入の減収見込み等を考慮し、例年の6月頃ではなく、下半期に運用を開始することとなった。令和6年9月末日時点での歳計現金運用は2回行われている。預け先の金融機関については、各機関に利率を照会し、最も有利な機関を候補とし、市長の決裁を得て運用を決定していた。

歳計現金の管理運用について、関係書類等を審査した結果、適正に処理されているものと認められた。

[監査意見]

- 1 議事録等の作成について

大切な市民の税金を運用することに鑑み、委員会における意思決定過程を明らかにするため、議事録等の作成について検討されたい。

別表 1 (財政課)

予 算 の 執 行 状 況

一般会計 歳入

令和 6 年 9 月 30 日現在 (単位 円・%)

款	項	目	節	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	収 入 率
10	地方交付税			100,000	0	0	0.0
	1	地方交付税		100,000	0	0	0.0
		1	地方交付税	100,000	0	0	0.0
			1 地方交付税	100,000	0	0	0.0
14	国庫支出金			1,246,773,000	808,073,155	808,073,155	64.8
	2	国庫補助金		1,246,773,000	808,073,155	808,073,155	64.8
		1	総務費国庫補助金	1,246,773,000	808,073,155	808,073,155	64.8
			1 総務管理費補助金	1,246,773,000	808,073,155	808,073,155	64.8
		25	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	742,808,000	425,473,000	425,473,000	57.3
		25	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金(繰越明許)	503,965,000	382,600,155	382,600,155	75.9
15	都支出金			900,000,000	340,119,000	340,119,000	37.8
	2	都補助金		900,000,000	340,119,000	340,119,000	37.8
		1	総務費都補助金	900,000,000	340,119,000	340,119,000	37.8
			1 市町村総合交付金	900,000,000	340,119,000	340,119,000	37.8
16	財産収入			2,000	8,937,726	13,834,779	691,739.0
	1	財産運用収入		2,000	8,937,726	13,834,779	691,739.0
		2	利子及び配当金	2,000	8,937,726	13,834,779	691,739.0
			1 利子及び配当金	2,000	8,937,726	13,834,779	691,739.0
18	繰入金			4,355,332,000	0	0	0.0
	2	基金繰入金		4,355,332,000	0	0	0.0
		1	公共施設整備基金繰入金	1,794,462,000	0	0	0.0
			1 公共施設整備基金繰入金	1,794,462,000	0	0	0.0
		2	学校施設整備基金繰入金	2,000,000,000	0	0	0.0
			1 学校施設整備基金繰入金	2,000,000,000	0	0	0.0
		3	吉祥寺まちづくり基金繰入金	17,478,000	0	0	0.0
			1 吉祥寺まちづくり基金繰入金	17,478,000	0	0	0.0
		4	公園緑化基金繰入金	200,000,000	0	0	0.0
			1 公園緑化基金繰入金	200,000,000	0	0	0.0
		5	国際交流平和基金繰入金	75,800,000	0	0	0.0
			1 国際交流平和基金繰入金	75,800,000	0	0	0.0
		6	市民たすけ合い基金繰入金	30,000,000	0	0	0.0
			1 市民たすけ合い基金繰入金	30,000,000	0	0	0.0
		7	青少年善行表彰基金繰入金	600,000	0	0	0.0
			1 青少年善行表彰基金繰入金	600,000	0	0	0.0
		9	職員能力開発基金繰入金	2,000,000	0	0	0.0
			1 職員能力開発基金繰入金	2,000,000	0	0	0.0
		10	子ども文化・スポーツ・体験活動基金繰入金	5,400,000	0	0	0.0
			1 子ども文化・スポーツ・体験活動基金繰入金	5,400,000	0	0	0.0
		12	財政調整基金繰入金	229,592,000	0	0	0.0

款	項	目	節	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	収 入 率
			1 財政調整基金繰入金	229,592,000	0	0	0.0
19	繰越金			1,446,932,000	3,220,128,231	3,220,128,231	222.5
	1	繰越金		1,446,932,000	3,220,128,231	3,220,128,231	222.5
		1	繰越金	1,446,932,000	3,220,128,231	3,220,128,231	222.5
		1	前年度繰越金	1,362,187,000	3,135,383,231	3,135,383,231	230.2
		2	前年度繰越明許	84,745,000	84,745,000	84,745,000	100.0
20	諸収入			50,424,000	0	0	0.0
	4	受託事業収入		10,424,000	0	0	0.0
		3	水道部事務処理受託収入	10,424,000	0	0	0.0
		1	水道部事務処理受託事業収入	10,424,000	0	0	0.0
	5	収益事業収入		20,000,000	0	0	0.0
		1	競輪・競艇事業収入	20,000,000	0	0	0.0
		1	競輪・競艇事業収入	20,000,000	0	0	0.0
	6	雑入		20,000,000	0	0	0.0
		5	雑入	20,000,000	0	0	0.0
		1	雑入	20,000,000	0	0	0.0
	合	計		7,999,563,000	4,377,258,112	4,382,155,165	54.8

一般会計 歳出

令和6年9月30日現在 (単位 円・%)

款	項	目	節	予 算 現 額	支 出 済 額	執 行 率
2	総務費			10,843,000	851,225	7.9
	1	総務管理費		10,843,000	851,225	7.9
		1	一般管理費	500,000	0	0.0
		10	需用費	500,000	0	0.0
		4	財政管理費	7,373,000	851,225	11.5
			1 報酬	95,000	0	0.0
			8 旅費	12,000	0	0.0
			10 需用費	1,227,000	349,612	28.5
			11 役務費	38,000	5,118	13.5
			12 委託料	5,365,000	317,240	5.9
			13 使用料及び賃借料	546,000	179,255	32.8
			17 備品購入費	90,000	0	0.0
		10	電子計算機管理運営費	2,970,000	0	0.0
			12 委託料	2,970,000	0	0.0
11	公債費			1,279,620,000	452,892,251	35.4
	1	公債費		1,279,620,000	452,892,251	35.4
		1	元金	1,200,883,000	427,045,636	35.6
			22 償還金、利子及び割引料	1,200,883,000	427,045,636	35.6
		2	利子	78,737,000	25,846,615	32.8
			22 償還金、利子及び割引料	78,737,000	25,846,615	32.8
12	諸支出金			41,548,000	0	0.0
	1	土地開発公社費		41,548,000	0	0.0
		1	土地開発公社費	41,548,000	0	0.0
			18 負担金、補助及び交付金	41,548,000	0	0.0
13	予備費			161,316,000	0	0.0
	1	予備費		161,316,000	0	0.0
		1	予備費	161,316,000	0	0.0
			28 予備費	161,316,000	0	0.0
	合	計		1,493,327,000	453,743,476	30.4

別表 2 (管財課)

予 算 の 執 行 状 況

一般会計 歳入

令和 6 年 9 月 30 日 現在 (単位 円・%)

款	項	目	節	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	収 入 率
13	使用料及び手数料			1,563,000	1,599,864	1,599,864	102.4
	1	使用料		1,563,000	1,599,864	1,599,864	102.4
		1	総務使用料	1,563,000	1,599,864	1,599,864	102.4
			1 総務管理使用料	1,563,000	1,599,864	1,599,864	102.4
16	財産収入			1,571,000	276,000	138,000	8.8
	1	財産運用収入		1,571,000	276,000	138,000	8.8
		1	財産貸付収入	276,000	276,000	138,000	50.0
			1 土地建物貸付収入	276,000	276,000	138,000	50.0
	2	利子及び配当金		1,295,000	0	0	0.0
		1	利子及び配当金	1,295,000	0	0	0.0
17	寄附金			100,000	96,000,826	96,000,826	96,000.8
	1	寄附金		100,000	96,000,826	96,000,826	96,000.8
		1	寄附金	100,000	96,000,826	96,000,826	96,000.8
			1 寄附金	100,000	96,000,826	96,000,826	96,000.8
20	諸収入			6,348,000	3,074,965	2,616,410	41.2
	6	雑入		6,348,000	3,074,965	2,616,410	41.2
		3	違約金及び延納利息	1,000	0	0	0.0
			1 違約金及び延納利息	1,000	0	0	0.0
	5	雑入		6,347,000	3,074,965	2,616,410	41.2
		1	雑入	6,347,000	3,074,965	2,616,410	41.2
	合		計	9,582,000	100,951,655	100,355,100	1,047.3

一般会計 歳出

令和6年9月30日現在 (単位 円・%)

款	項	目	節	予 算 現 額	支 出 済 額	執 行 率
2	総務費			1,097,386,000	172,436,573	15.7
	1	総務管理費		1,097,386,000	172,436,573	15.7
		1	一般管理費	4,258,000	3,088,150	72.5
		11	役務費	3,158,000	3,048,150	96.5
		21	補償、補填及び賠償金	1,100,000	40,000	3.6
		6	財産管理費	1,034,654,000	149,668,292	14.5
		1	報酬	10,959,000	5,176,744	47.2
		3	職員手当等	1,891,000	945,085	50.0
		4	共済費	1,976,000	853,442	43.2
		8	旅費	648,000	254,990	39.4
		10	需用費	25,828,000	7,697,124	29.8
		11	役務費	23,674,000	9,277,184	39.2
		12	委託料	355,742,000	105,605,362	29.7
		13	使用料及び賃借料	10,287,000	3,760,496	36.6
		14	工事請負費	596,050,000	10,097,527	1.7
		17	備品購入費	6,092,000	5,944,730	97.6
		18	負担金、補助及び交付金	212,000	55,608	26.2
		24	積立金	1,295,000	0	0.0
		7	車両管理費	58,474,000	19,680,131	33.7
		07	報償費	220,000	0	0.0
		10	需用費	20,893,000	5,628,297	26.9
		11	役務費	2,840,000	2,159,182	76.0
		12	委託料	28,898,000	9,754,102	33.8
		13	使用料及び賃借料	3,881,000	1,529,650	39.4
		17	備品購入費	203,000	0	0.0
		18	負担金、補助及び交付金	39,000	19,500	50.0
		26	公課費	1,500,000	589,400	39.3
	合	計		1,097,386,000	172,436,573	15.7

別表 3 (施設課)

予 算 の 執 行 状 況

一般会計 歳入

令和 6 年 9 月 30 日現在 (単位 円・%)

款	項	目	節	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	収入率
21	諸収入			0	0	0	—
	6	雑入		0	0	0	—
		5	雑入	0	0	0	—
			1 雑入	0	0	0	—
	合		計	0	0	0	—

一般会計 歳出

令和 6 年 9 月 30 日現在 (単位 円・%)

款	項	目	節	予 算 現 額	支 出 済 額	執 行 率
2	総務費			58,949,000	17,953,053	30.5
	1	総務管理費		58,949,000	17,953,053	30.5
		6	財政管理費	58,949,000	17,953,053	30.5
			1 報酬	16,911,000	8,303,080	49.1
			3 職員手当等	3,302,000	1,650,563	50.0
			4 共済費	3,115,000	1,404,144	45.1
			8 旅費	622,000	135,584	21.8
			10 需用費	1,758,000	560,156	31.9
			11 役務費	11,000	2,140	19.5
			12 委託料	22,631,000	3,348,345	14.8
			13 使用料及び賃借料	8,418,000	2,482,821	29.5
			14 工事請負費	1,500,000	0	0.0
			17 備品購入費	58,000	5,720	9.9
			18 負担金、補助及び交付金	623,000	60,500	9.7
	合		計	58,949,000	17,953,053	30.5

別表 4 (環境政策課)

予 算 の 執 行 状 況

一般会計 歳入

令和 6 年 9 月 30 日現在 (単位 円・%)

款	項	目	節	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	収 入 率
13	使用料及び手数料			5,504,000	2,649,450	3,149,430	57.2
	2	手数料		5,504,000	2,649,450	3,149,430	57.2
		3	衛生手数料	5,504,000	2,649,450	3,149,430	57.2
			1 保健衛生手数料	2,682,000	1,815,470	1,948,370	72.6
			2 清掃手数料	2,822,000	833,980	1,201,060	42.6
15	都支出金			36,212,000	0	0	0.0
	2	都補助金		6,014,000	0	0	0.0
		3	衛生費都補助金	6,014,000	0	0	0.0
			2 環境衛生費補助金	6,014,000	0	0	0.0
	3	委託金		30,198,000	0	0	0.0
		3	衛生費委託金	30,198,000	0	0	0.0
			1 保健衛生費委託金	27,630,000	0	0	0.0
			2 清掃費委託金	2,568,000	0	0	0.0
21	諸収入			1,201,000	324,213	324,213	27.0
	6	雑入		1,201,000	324,213	324,213	27.0
		5	雑入	1,201,000	324,213	324,213	27.0
			1 雑入	1,201,000	324,213	324,213	27.0
	合		計	42,917,000	2,973,663	3,473,643	8.1

一般会計 歳出

令和6年9月30日現在（単位 円・％）

款	項	目	節	予 算 現 額	支 出 済 額	執 行 率
2	総務費			1,200,000	0	0.0
	1	総務管理費		1,200,000	0	0.0
		8	企画調整費	1,100,000	0	0.0
		12	委託料	1,100,000	0	0.0
	16	諸費		100,000	0	0.0
		22	償還金、利子及び割引料	100,000	0	0.0
4	衛生費			145,191,000	39,037,962	26.9
	1	保健衛生費		145,191,000	39,037,962	26.9
		3	環境衛生費	113,568,000	31,602,652	27.8
		1	報酬	11,142,000	5,414,798	48.6
		3	職員手当等	2,089,000	1,027,677	49.2
		4	共済費	1,999,000	781,040	39.1
		7	報償費	754,000	315,000	41.8
		8	旅費	794,000	204,036	25.7
		10	需用費	6,975,000	1,153,624	16.5
		11	役務費	2,542,000	1,169,486	46.0
		12	委託料	54,748,000	9,461,031	17.3
		13	使用料及び賃借料	3,280,000	1,240,100	37.8
		14	工事請負費	1,500,000	1,419,000	94.6
		17	備品購入費	660,000	89,650	13.6
		18	負担金、補助及び交付金	27,085,000	9,327,210	34.4
		4	公害対策費	31,623,000	7,435,310	23.5
		1	報酬	6,856,000	3,370,885	49.2
		3	職員手当等	1,376,000	687,714	50.0
		4	共済費	1,241,000	584,647	47.1
		8	旅費	218,000	83,850	38.5
		10	需用費	1,042,000	175,719	16.9
		11	役務費	74,000	44,292	59.9
		12	委託料	14,435,000	2,000,735	13.9
		13	使用料及び賃借料	1,461,000	486,468	33.3
		17	備品購入費	10,000	0	0.0
		18	負担金、補助及び交付金	4,910,000	1,000	0.0
	合	計		146,391,000	39,037,962	26.7

別表5（ごみ総合対策課）

予 算 の 執 行 状 況

一般会計 歳入

令和6年9月30日現在（単位 円・％）

款	項	目	節	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	収 入 率
13	使用料及び手数料			621,099,000	287,278,600	251,159,765	40.4
	2	手数料		621,099,000	287,278,600	251,159,765	40.4
		3	衛生手数料	621,099,000	287,278,600	251,159,765	40.4
			2 清掃手数料	621,099,000	287,278,600	251,159,765	40.4
15	都支出金			5,088,000	0	0	0.0
	2	都補助金		5,000,000	0	0	0.0
		3	衛生費都補助金	5,000,000	0	0	0.0
			1 保健衛生費補助金	5,000,000	0	0	0.0
	3	委託金		88,000	0	0	0.0
		3	衛生費委託金	88,000	0	0	0.0
			2 清掃費委託金	88,000	0	0	0.0
16	財産収入			100,000	230,000	230,000	230.0
	2	財産売払収入		100,000	230,000	230,000	230.0
		1	物品売払収入	100,000	230,000	230,000	230.0
			1 物品売払収入	100,000	230,000	230,000	230.0
20	諸収入			113,270,000	74,026,945	63,113,282	55.7
	6	雑入		113,270,000	74,026,945	63,113,282	55.7
		5	雑入	113,270,000	74,026,945	63,113,282	55.7
			1 雑入	113,270,000	74,026,945	63,113,282	55.7
	合		計	739,557,000	361,535,545	314,503,047	42.5

一般会計 歳出

令和6年9月30日現在(単位 円・%)

款	項	目	節	予 算 現 額	支 出 済 額	執 行 率
4	衛生費			3,206,949,000	1,174,552,116	36.6
	2	清掃費		3,206,949,000	1,174,552,116	36.6
		1	清掃総務費	3,510,000	619,808	17.7
			8 旅費	103,000	0	0.0
			10 需用費	1,356,000	220,763	16.3
			11 役務費	707,000	193,791	27.4
			13 使用料及び賃借料	953,000	60,254	6.3
			17 備品購入費	229,000	11,000	4.8
			18 負担金、補助及び交付金	162,000	134,000	82.7
		2	清掃対策費	398,450,000	171,668,654	43.1
			1 報酬	540,000	96,000	17.8
			7 報償費	218,000	60,000	27.5
			10 需用費	1,607,000	606,764	37.8
			11 役務費	122,000	4,183	3.4
			12 委託料	57,065,000	11,500,707	20.2
			13 使用料及び賃借料	31,000	0	0.0
			18 負担金、補助及び交付金	338,867,000	159,401,000	47.0
		3	塵芥処理費	1,734,362,000	707,741,663	40.8
			10 需用費	2,531,000	115,632	4.6
			11 役務費	480,000	65,668	13.7
			12 委託料	1,731,257,000	707,521,313	40.9
			13 使用料及び賃借料	94,000	39,050	41.5
		4	ごみ処理場費	921,114,000	250,581,189	27.2
			10 需用費	96,167,000	43,519,625	45.3
			11 役務費	2,442,000	1,681,575	68.9
			12 委託料	805,220,000	202,302,002	25.1
			13 使用料及び賃借料	6,525,000	1,877,487	28.8
			14 工事請負費	9,329,000	0	0.0
			17 備品購入費	10,000	0	0.0
			18 負担金、補助及び交付金	1,271,000	1,080,000	85.0
			26 公課費	150,000	120,500	80.3
		5	し尿処理費	34,284,000	14,238,000	41.5
			12 委託料	18,348,000	6,270,000	34.2
			18 負担金、補助及び交付金	15,936,000	7,968,000	50.0
		6	環境清掃費	115,229,000	29,702,802	25.8
			10 需用費	7,827,000	2,052,764	26.2
			11 役務費	38,000	13,745	36.2
			12 委託料	84,689,000	26,954,941	31.8
			13 使用料及び賃借料	4,506,000	480,360	10.7
			14 工事請負費	2,533,000	200,992	7.9
			17 備品購入費	15,553,000	0	0.0
			26 公課費	83,000	0	0.0
	合	計		3,206,949,000	1,174,552,116	36.6

別表 6（下水道課）

予 算 の 執 行 状 況

一般会計 歳入

令和 6 年 9 月 30 日現在（単位 円・％）

款	項	目	節	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	収 入 率
15	都支出金			9,843,000	0	0	0.0
	2	都補助金		9,843,000	0	0	0.0
		3	衛生費都補助金	9,843,000	0	0	0.0
			2 環境衛生費補助金	9,843,000	0	0	0.0
20	諸収入			0	0	0	—
	6	雑入		0	0	0	—
		5	雑入	0	0	0	—
			1 雑入	0	0	0	—
合 計				9,843,000	0	0	0.0

一般会計 歳出

令和 6 年 9 月 30 日現在（単位 円・％）

款	項	目	節	予 算 現 額	支 出 済 額	執 行 率
4	衛生費			36,910,000	12,189,031	33.0
	1	保健衛生費		36,910,000	12,189,031	33.0
		3	環境衛生費	36,910,000	12,189,031	33.0
			1 報酬	2,081,000	1,010,400	48.6
			3 職員手当等	413,000	206,290	49.9
			4 共済費	396,000	178,441	45.1
			8 旅費	69,000	29,900	43.3
			14 工事請負費	300,000	0	0.0
			18 負担金、補助及び交付金	33,651,000	10,764,000	32.0
8	土木費			1,074,756,000	549,406,964	51.1
	3	都市計画費		1,074,756,000	549,406,964	51.1
		5	下水道事業費	1,074,756,000	549,406,964	51.1
			18 負担金、補助及び交付金	1,050,697,000	525,348,000	50.0
			23 投資及び出資金	24,059,000	24,058,964	100.0
合 計				1,111,666,000	561,595,995	50.5

別表 7 (下水道課)

収 益 的 収 入

令和 6 年 9 月 30 日現在 (単位 円・%)

科 目	予算現額	調定額	収入済額	収入率
1 営業収益	2,337,337,000	1,269,886,552	993,725,918	42.5
下水道使用料	1,495,522,000	744,380,812	468,237,698	31.3
他会計負担金	841,261,000	525,348,000	525,348,000	62.4
その他営業収益	554,000	157,740	140,220	25.3
2 営業外収益	566,593,000	4,832,262	37,926	0.0
受取利息及び配当金	18,000	0	0	0.0
他会計負担金	59,371,000	0	0	0.0
補助金	18,750,000	0	0	0.0
長期前受金戻入	488,417,000	0	0	0.0
雑収益	37,000	4,832,262	37,926	102.5
3 特別利益	2,000	0	0	0.0
固定資産売却益	1,000	0	0	0.0
過年度損益修正益	1,000	0	0	0.0
合 計	2,903,932,000	1,274,718,814	993,763,844	34.2

収 益 的 支 出

令和 6 年 9 月 30 日現在 (単位 円・%)

科 目	予算現額	支出済額	執行率
1 営業費用	2,645,098,000	383,881,105	14.5
管 き よ 費	374,946,000	70,669,842	18.8
ポンプ場費	67,707,000	2,042,546	3.0
流域下水道等管理費	1,104,985,000	264,351,386	23.9
総 係 費	297,839,000	46,817,331	15.7
減価償却費	799,181,000	0	0.0
資産減耗費	440,000	0	0.0
2 営業外費用	184,417,000	50,835,029	27.6
支払利息及び 企業債取扱諸費	104,203,000	50,835,029	48.8
消費税及び地方消費税	79,214,000	0	0.0
雑 支 出	1,000,000	0	0.0
3 特別損失	1,000	0	0.0
過年度損益修正損	1,000	0	0.0
4 予備費	2,000,000	0	0.0
合 計	2,831,516,000	434,716,134	15.4

資 本 的 収 入

令和6年9月30日現在（単位 円・％）

科 目	予算現額	調定額	収入済額	収入率
1 企業債	359,800,000	0	0	0.0
2 出資金	24,059,000	24,058,964	24,058,964	100.0
3 補助金	112,805,000	0	0	0.0
4 負担金等	155,073,000	0	0	0.0
5 固定資産売却代金	1,000	0	0	0.0
合 計	651,738,000	24,058,964	24,058,964	3.7

資 本 的 支 出

令和6年9月30日現在（単位 円・％）

科 目	予算現額	支出済額	執行率
1 建設改良費	698,239,000	88,247,550	12.6
事務費	50,728,000	13,501,034	26.6
管きょ建設改良費	476,415,000	198,000	0.0
ポンプ場建設改良費	14,107,000	0	0.0
流域下水道建設等負担金	156,989,000	74,548,516	47.5
2 固定資産購入費	2,921,000	0	0.0
3 企業債償還金	359,832,000	176,475,737	49.0
5 予備費	1,000,000	0	0.0
合 計	1,061,992,000	264,723,287	24.9

別表 8 (緑のまち推進課)

予 算 の 執 行 状 況

一般会計 歳入

令和 6 年 9 月 30 日現在 (単位 円・%)

款	項	目	節	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	収 入 率
13			使用料及び手数料	4,312,000	4,464,940	4,458,940	103.4
	1		使用料	4,312,000	4,464,940	4,458,940	103.4
		4	土木使用料	4,312,000	4,464,940	4,458,940	103.4
		3	公園使用料	4,312,000	4,464,940	4,458,940	103.4
15			都支出金	130,080,000	0	0	0.0
	2		都補助金	130,080,000	0	0	0.0
		6	土木費都補助金	130,080,000	0	0	0.0
		4	緑化公園費補助金	130,080,000	0	0	0.0
16			財産収入	105,000	0	0	0.0
	1		財産運用収入	105,000	0	0	0.0
		2	利子及び配当金	105,000	0	0	0.0
		1	利子及び配当金	105,000	0	0	0.0
20			諸収入	153,000	6,671	6,671	4.4
	6		雑入	153,000	6,671	6,671	4.4
		5	雑入	153,000	6,671	6,671	4.4
		1	雑入	153,000	6,671	6,671	4.4
			合 計	134,650,000	4,471,611	4,465,611	3.3

一般会計 歳出

令和 6 年 9 月 30 日現在 (単位 円・%)

款	項	目	節	予 算 現 額	支 出 済 額	執 行 率
8			土木費	926,793,653	139,431,970	15.0
	5		緑化公園費	926,793,653	139,431,970	15.0
		1	緑化公園費	926,793,653	139,431,970	15.0
			1 報酬	6,836,000	3,071,965	44.9
			3 職員手当等	1,352,000	498,452	36.9
			4 共済費	1,209,000	497,806	41.2
			7 報償費	274,000	121,100	44.2
			8 旅費	194,000	35,822	18.5
			10 需用費	30,926,000	11,449,975	37.0
			11 役務費	1,625,000	793,820	48.9
			12 委託料	570,189,000	101,553,856	17.8
			13 使用料及び賃借料	11,386,000	1,688,524	14.8
			14 工事請負費	289,175,000	15,096,950	5.2
			15 原材料費	105,000	29,700	28.3
			16 公有財産 購入費	653	0	0.0
			17 備品購入費	20,000	0	0.0
			18 負担金、補助及び交付金	13,347,000	4,594,000	34.4
			21 補償、補填及び賠償金	50,000	0	0.0
			24 積立金	105,000	0	0.0
			合 計	926,793,653	139,431,970	15.0

別表 9 (会計課)

予 算 の 執 行 状 況

一般会計 歳入

令和 6 年 9 月 30 日現在 (単位 円・%)

款	項	目	節	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	収 入 率
20	諸収入			181,000	0	0	—
	2	市預金利子		181,000	0	0	—
		1	市預金利子	181,000	0	0	—
			1 預金利子	181,000	0	0	—
	合		計	181,000	0	0	—

一般会計 歳出

令和 6 年 9 月 30 日現在 (単位 円・%)

款	項	目	節	予 算 現 額	支 出 済 額	執 行 率
2	総務費			28,587,000	7,819,999	27.4
	1	総務管理費		28,587,000	7,819,999	27.4
		5	会計管理費	28,587,000	7,819,999	27.4
			1 報 酬	948,000	449,680	47.4
			8 旅 費	104,000	29,600	28.5
			10 需用費	1,336,000	385,600	28.9
			11 役務費	14,164,000	3,045,401	21.5
			12 委託料	10,636,000	3,465,457	32.6
			13 使用料及び賃借料	1,166,000	441,841	37.9
			17 備品購入費	233,000	2,420	1.0
	合		計	28,587,000	7,819,999	27.4